

身体障害者手帳の援護について

三郷市福祉事務所 障がい福祉課 048-953-1111 給付係(内線9332, 9333)

○該当 △各種条件あり

障がい福祉係(内線9334~9339)

チェック	制度名	身障手帳の級						制度内容等	窓口	備考
		1	2	3	4	5	6			
	重度心身障害者医療費助成	○	○	○	△			市内に居住する障がい者(児)に医療費を助成する。(満65歳になった方は後期高齢者医療制度に変わる)	障がい福祉課 給付係	4級は音・言、又は下肢の一部(関節障害除く)
	在宅重度心身障害者手当	○	○					市内に居住する在宅重度障がい者(児)に支給。(市民税課税者、特別障害者手当等の受給者及び施設入所者を除く)	障がい福祉課 給付係	
	特別障害者手当	△						在宅の重度障がい者(20歳以上)で常に特別の介護を要する状態にある方に支給。(病院等に3ヶ月以上入院している方及び施設入所者を除く) 所得制限有り	障がい福祉課 給付係	児童は無し 月額26,000円
	障害児福祉手当	○	△					在宅の重度障がい児(20歳未満)に支給。(障害年金を受給している方及び施設入所者を除く) 所得制限有り	障がい福祉課 給付係	大人は無し 月額14,140円
	特別児童扶養手当	○	○	○				精神又は身体に障がいをもっている20歳未満の児童を家庭で養育している保護者(親)に支給。 所得制限有り	障がい福祉課 給付係	大人は無し
	福祉タクシー補助券又はガソリン補助券の交付	○	○	△				市内居住の障がい者(児)が県内のタクシーに乗車する場合、基本料金を補助する券を(月2枚分)支給。又は、同額のガソリン券を補助。3級は下肢、体幹障害のみ。	障がい福祉課 給付係	
	国民年金法障害基礎年金	△	△	△	△	△	△	年金加入中に病気や事故で障がい者となった場合、納付要件を満たす方に支給。20歳前又は昭和36年4月1日以前に初診日のある場合は、年金をかけていなくても支給。(ただし所得制限あり)	国保年金課	年金係 内線1162~1164
	旅客運賃の割引	○	○	○	○	○	○	一種(要介護)・・・全線5割引(本人及び介護者) 二種・・・片道100キロ以上利用する場合半額 (一種でも単独で乗車した場合は二種扱いとなる)	各鉄道窓口	手帳持参、各鉄道会社により多少の違いあり
	JR以外のバス運賃の割引(埼玉県内発着に限る)	○	○	○	○	○	○	一種(要介護)・・・5割引(本人及び介護者) 二種・・・5割引(本人、但し12歳未満の子供は介護者も)	各バス会社所	乗車時に手帳提示 定期券は三割引
	国内線航空運賃の割引	○	△	△	△			一種(要介護)・・・2.5割引(本人及び介護者) 二種・・・2.5割引(ただし本人のみ)	各航空会社所	満12歳以上にのみ適用 第1種の場合、全等級に適用
	NHK放送受信料免除	△	△	△	△	△	△	全額免除・・・世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 半額免除・・・①視覚又は聴覚障がい者で世帯主、かつ契約者 ②重度(1、2級)の障がい者で世帯主、かつ契約者	障がい福祉課 障がい福祉係 NHK視聴者コールセンター	契約のお申込みや転居について 0120-151515 受診料について 0570-077-077 上記ダイヤルをご利用になれない場合は、 044-871-8445 または06-6910-3315
	自動車運転免許取得費補助	△	△	△	△	△	△	運転免許の取得により、収入が向上したり、就業就職に著しく有利になる等の場合、経費の一部を補助する。経費総額の2/3以内で、最高12万円まで。	障がい福祉課 障がい福祉係	第一種普通自動車運転免許。 ご本人様が取得される場合に限る。
	自動車改造費補助	△	△	△	△	△	△	就労等に伴い自動車の装置の一部を改造する必要がある場合に経費の一部を補助する。最高10万円まで。	障がい福祉課 障がい福祉係	本人が運転する場合のみ
	所得税・住民税の軽減	○	○	○	○	○	○	障がい者本人が納税者の場合、または納税者が障がい者を扶養している場合に、障害者控除を受けられる。	税務署(所得税) 市民税課 市民税係(住民税) ※給与から住民税、所得税を徴収されている場合は勤務先の給与係	越谷税務署 965-8111 市民税係 内線1142~1145
	相続税の軽減	○	○	○	○	○	○	相続または遺贈により財産を取得した方が、70歳未満で身に障がいがある場合の控除。	税務署	越谷税務署 965-8111

チェック	制度名	障害の級						制度内容等	窓口	備考
		1	2	3	4	5	6			
	自動車税減免 自動車取得税減免 ※障害の級が 身体障害者手 帳記載の総合 等級である とは限りません	視覚	○	○	○	△		<p>該当する場合、手帳の障害名が複数あれば、障がい福祉課で発行する「障害区分証明書」が必要である。</p> <p>例えば、障害が肢体不自由の手帳で、上肢・下肢の障害名がある手帳で総合等級が△級となっている場合など、個々の障害名を証明する必要がある。</p> <p>※ 一度申請すれば該当車両に対して納税通知書は送付されない。</p> <p>※ 軽自動車については市役所課税課が減免申請窓口。 (ただし、取得税減免は自動車税事務所)</p> <p>※ 軽自動車は減免手続きが毎年必要。</p>	<p>県税事務所又は 自動車税事務所 (取得税は 自動車税事務所)</p> <p>軽自動車については 課税課 諸税係</p>	<p>埼玉県越谷県税事務所 048-962-2191 春日部自動車税事務所 048-763-4111</p> <p>内線 1147 1148</p>
	聴覚		○	○						
	音・言			△						
	平衡			○						
	上肢	○	○							
	下肢	○	○	○	○	○				
	体幹	○	○	○		○				
	運動機能 (上肢機能)	○	○							
	運動機能 (移動機能)	○	○	○	○	○				
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸・肝臓	○		○						
	免疫	○	○	○						
	日常生活用具の給付	障害の程度により、給付できる用具の種類が決まる。						在宅重度障がい者(児)の日常生活に必要な用具を給付。手すり、特殊寝台、入浴補助用具等。	障がい福祉課 障がい福祉係	物によっては介護保険が優先する。
	補装具の給付	種類により県リハビリセンターの判定か医学的判定を必要とする。						身体障がい者の低下した機能、失われた部位を補うための用具の交付、修理を行う。	障がい福祉課 障がい福祉係	障がい者の属する世帯の所得状況に応じて、費用の一部負担が生じる。
	更生医療の給付	医療内容が、障害の軽減になるかについて医学的判定を必要とする。						障がいを除去又は軽減するために必要となる医療。それにより日常生活を容易にすることを目的としている。	障がい福祉課 障がい福祉係	心臓・じん臓・下肢等
	重度障害者居宅改善費補助	○	○	下肢、体幹限定			居宅を生活しやすいように改善する場合に、経費の一部を補助。	障がい福祉課 障がい福祉係	介護保険優先	
	有料道路料金優遇措置	自家用車(個人名義)に限る。						一種・・・本人・介護者どちらが運転していても5割引 二種・・・本人運転の場合のみ5割引	障がい福祉課 障がい福祉係	
	駐車禁止区域 適応除外許可証の発行	視覚	○	○	○	△		<p>許可証を提示すれば駐車禁止区域でも他の交通の妨げにならない範囲で駐車が可能になる。個人に対する交付。</p> <p>※詳細については、警察署にお問い合わせください。</p>	<p>吉川警察署 交通課</p>	<p>吉川警察署 958-0110</p>
	聴覚		○	○						
	平衡			○						
	上肢	○	△							
	下肢	○	○	○	△					
	体幹	○	○	○						
	運動機能 (上肢機能)	○	△							
	運動機能 (移動機能)	○	○	○	○					
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸・肝臓	○		○						
	免疫	○	○	○						
	ホームヘルパーの派遣	△	△	△	△	△	△	身体的介護、家事援助等で単身、準単身世帯に派遣。生計中心者の収入で自己負担額を決定。	障がい福祉課 障がい福祉係	介護保険優先
	官製はがきの無料配布	○	○					年一回はがき20枚が配布される。市内郵便局のどこでも可。	三郷郵便局	毎年4～5月頃
	救急医療情報キット	○	○	○	○	○	○	キットにかかりつけの医療機関名や持病、服薬内容等を記入した医療情報用紙を入れ、冷蔵庫内で保管をする。救急時に救急隊が、用紙に記入した情報を搬送先の医療機関に伝えるなどの活用をする。	障がい福祉課 障がい福祉係	